

④

令和6年市議会4月臨時会

報 告 事 項

静 岡 市

# 目 次

報告番号	件 目	頁
報告第11号	専決処分の報告について（静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について）	3
報告第12号	専決処分の報告について（施設管理下における物損事故及び道路事故による損害賠償の額の決定について）	5

報告第11号

## 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月25日提出

静岡市長 難波喬司

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波喬司

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年静岡市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和2年静岡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市病院事業の設置等に関する条例(平成15年静岡市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第12号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月25日提出

静岡市長 難波 喬 司

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

### 施設管理下における物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 202,818 (車両修理費等)			令和5年 12月26日 静岡市清水区 川原町 24番8号地先	静岡市立川原こども園園舎の窓を清掃していたところ、網戸を駐車中の相手方車両に落下させ、フロントガラスを損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 27,335 (車両修理費)	宮城県 仙台市宮城野 区 二十人町 304番地の 8 ライオンズマ ンション10 2号	三美興業株式会 社 代表取締役 中園 彰次	令和5年 10月31日 静岡市清水区 大内 448番地地先	市管理道を自動車 で走行中の相手方 が、側溝蓋と舗装 に生じた段差に接 触し、左前タイヤ ホイールを損傷さ せた事故である。
円 49,335 (車両修理費)			令和6年 2月22日 静岡市葵区 横沢地内	市管理道を走行中 の相手方車両に、 山側斜面からの落 石が直撃し、左側 底面を損傷させた 事故である。